

投稿規定

本規定は、研究者が AIRS 昆虫学研究誌に学術論文を投稿する際に必要となる基本事項を定めたものである。

1 本誌が扱う内容

日本を含むアジアの昆虫に関する原著論文、短報等で、以下の一つ以上に該当するものとする。

- ・アジア地域の昆虫の分類、形態、生態、研究史等に関するもの
- ・AIRS(Asian Insects Research Society) が締結した MoU に基づいて行われた研究、調査に関するもの
- ・その他、編集委員会が適当と認めるもの

2 投稿資格及び掲載不可要件

AIRS の趣旨に賛同する研究者であれば誰でも投稿することができる。

ただし、以下に該当する論文は掲載不可とする。

- ・他の学会誌などに既に発表された論文や、投稿中の論文
- ・捏造・盗用等の不正行為が疑われる論文や、他の研究者を誹謗中傷する論文
- ・論文の全部、または多くの部分を AI により作成したことが疑われる論文
- ・生物多様性に関する条約（名古屋議定書）および各国の関連規則に適合していない論文

3 命名行為

命名行為に関わる論文を投稿する場合は、以下の項目を全て満たさなければならない。

なお、本誌は印刷媒体として刊行されるため、出版要件が満たされている場合、命名行為は国際動物命名規約（ICZN）に基づき有効（available）とみなされる。

- ・命名行為に関わる論文の内容が、全て国際動物命名規約に準拠していること
- ・新分類群を記載する論文中において、新名、記載または診断、担名標本(所蔵機関を含む)、及び模式産地が明示されていること

4 審査

・投稿原稿は編集委員会で審査の後、採否が決定される。また、体裁については編集委員会に一任される

・編集委員会は、論文の内容・表現、及び国際動物命名規約に適合しない事項について著者に修正を求めるとともに、編集委員が加えた変更について著者の承認を求めることができる

・編集委員会が必要と判断した論文についてはレフェリーによる査読を受け、査読結果ならびに編集委員の意見を参考にして、委員長により掲載の可否が決定される

5 その他

・著作権は AIRS に帰属する。AIRS は当該著作物の電子データの作成やウェブサイトへの掲載ができる。著者は本誌に掲載された論文等の PDF ファイルを自身のウェブサイトへの掲載等ができる

2026 年 6 月 4 日 制定